

# 千葉市動物愛護管理行政のあり方(案)

～心豊かに人と動物が暮らせるまちを目指して～



令和〇年〇月



# 内容

第1章 動物愛護管理行政の背景とあり方策定までの経緯.....	2
第2章 組織概要及び業務の執行状況.....	3
1 執行組織の概要.....	4
2 動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づく事業の概要 .....	5
(1)普及啓発.....	6
(2)第一種動物取扱業者の状況.....	7
(3)第二種動物取扱業者の状況.....	8
(4)特定動物の飼養及び保管に関する許可及び指導など .....	8
(5)犬の抑留など・引取り・返還・譲渡の推移.....	9
(6)猫の引取り・負傷・返還・譲渡の推移 .....	10
(7)ボランティア、獣医師会などとの協働状況.....	11
(8)犬猫の殺処分数の推移 .....	12
(9)飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業 .....	13
(10)愛護動物に関する相談・苦情 .....	14
3 狂犬病予防法に基づく事業の概要 .....	16
第3章 千葉市の動物愛護管理行政の現状と課題認識.....	18
第4章 千葉市動物愛護管理行政のあり方 .....	21
1 動物福祉の向上及び動物愛護の発信拠点.....	22
(1)動物福祉の周知・啓発及び動物愛護精神の醸成.....	22
(2)適正飼養の啓発・指導.....	23
(3)収容動物の返還・譲渡及び適正管理の推進.....	24
2 多様な主体との連携拠点 .....	26
(1)動物ボランティアなど .....	26
(2)関係機関・団体など .....	27
3 人と動物の生活安全拠点 .....	30
(1)動物に起因する危害の防止 .....	30
(2)災害対策の推進 .....	31
第5章 社会環境の変化やあり方を踏まえた施設を目指して.....	33
○3つの拠点の整備にあたって必要な機能.....	34
1 動物福祉の向上及び動物愛護の発信拠点 .....	34
2 多様な主体との連携拠点.....	36
3 人と動物の生活安全拠点 .....	36

はじめに

調整中

千葉市長

# 第1章 動物愛護管理行政の背景とあり方策定までの経緯

本市の動物保護指導センター(以下「センター」という。)は、平成5年に供用を開始して以来、狂犬病予防法に基づく、放浪犬の収容・処分事業を中心として実施してきましたが、動物を取り巻く社会情勢の変化や動物愛護の気風の高まりなどを背景とした動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、センターに求められる役割は、適正飼養の啓発や動物の収容・譲渡、動物取扱業者への監視指導に加え、最近では多頭飼育崩壊や高齢者と動物に関する問題への対応など、様々な分野に関わる非常に複雑なものへと変化してきました。

そうした中で、現施設及び体制では社会情勢の変化などへの対応が難しくなってきたことなどを踏まえ、本市では千葉県第3次実施計画(平成30年度～令和2年度)にセンター再整備を位置付け、検討することといたしました。

一方、検討の過程で、令和2年度に現状のセンター運営や体制などに関して、ボランティアの方々ならびに千葉県議会議員10名(当時)の連名による要望書が本市にそれぞれ提出されたことを受け、現状の課題を整理するとともに、本市らしい動物愛護管理行政のあり方を改めて考えるため、センター再整備の検討を一旦保留して様々な方から意見を聞くこととし、要望書などをもとに課題解決に向けた7つの論点(P19,20参照)を整理しました。

令和3年度にはこの7つの論点に関する意見交換会を開催し、市職員とボランティア、千葉県獣医師会、市民など様々な立場の方々、本市の理想の姿について対話を通して意見を出し合い、7つの論点に対する現状の課題やあり方の方向性を確認しました。

そして令和4年度から5年度にかけて、こうした課題やあり方の方向性を踏まえ、本市の動物愛護管理行政の背景なども改めて確認しながら、「千葉県動物行政に関するあり方懇談会」を開催し、有識者からのご意見を頂きながら、このあり方を策定しました。

動物愛護(保護)管理法の制定と改正経緯	千葉市の動向、取組みなど
<p>□ 動物の保護及び管理に関する法律制定(1973(昭和48)年)</p> <p>13条文 ・保護動物の虐待・遺棄の防止、動物愛護思想の普及啓発、動物による人への危険の防止 ・自治体による引取りの義務化 ・虐待禁止の保護法益は、「動物を愛護する気風という良俗」</p> <p style="text-align: right;">理念法、動物管理</p>	<p>S63 保健所法政令市となり、千葉県中央保健所から事務移管</p> <p>H3 千葉県動物の保護及び管理に関する条例施行</p> <p>H5 現センター供用開始</p>
<p>□ 動物の愛護及び管理に関する法律に改正(1999(平成11)年)</p> <p>31条文 ・名称と法目的変更(保護→愛護)、基本原則に「動物は命あるもの」を明記。爬虫類追加。 ・動物取扱業を届出制</p> <p style="text-align: right;">動物管理から動物愛護へ 動物取扱業の規制法</p> <p>中央省庁再編(総理府→環境省へ移管)(2001(平成13)年)</p>	<p>H13 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例に改正</p> <p>H20 ボランティア譲渡開始</p> <p>H23 飼い主のいない猫の不妊去勢手術開始</p>
<p>□ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2005(平成17)年)</p> <p>50条文 ・動物取扱業を登録制、特定動物を許可制、実験動物の配慮(3R)</p>	<p>H27 子猫の育成ボランティア制度開始</p>
<p>□ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2012(平成24)年)</p> <p>65条文 ・法目的に「人と動物との共生」を追記。終生飼養の明文化。 ・動物取扱業の規制強化(犬猫販売業等)、自治体引き取り拒否可能</p> <p style="text-align: right;">犬猫販売の規制法</p>	<p>R3 意見交換会</p> <p>R4 千葉県動物行政のあり方懇談会(～R5) イオンペット株式会社と収容犬猫の譲渡に関し協定を締結</p>
<p>□ 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2019(令和元)年)</p> <p>99条文 ・動物取扱業の規制強化(飼養管理基準の具体化等)、罰則強化、マイクロチップ装着義務化等</p> <p style="text-align: center;">条文数が13条文から99条文に増加</p>	<p>R5 猫の馴化部屋 猫の馴化ボランティア開始</p>

(第2回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会資料 引用)

## 第2章 組織概要及び業務の執行状況

本市の動物愛護管理行政が所掌する法令は、「狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)」、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」とする。)」及び「千葉市動物の愛護及び管理に関する条例(平成3年12月13日条例第55号、以下「動物愛護管理条例」とする。)」などとなっております。

また、これらの法令に基づく具体的な業務の執行に関しては、センターが中心に担当し、企画調整や連絡調整業務は保健福祉局医療衛生部生活衛生課(以下、「生活衛生課」という。)が担当しています。

さらに、畜犬の登録などに関する一部業務については、各区役所でも担当しており、具体的な業務分担は表1のとおりとなっております。

表1 関係機関における主な業務

	区 分	生活衛生課	センター	区役所
狂犬病 予 防 法	企画調整	○		
	普及啓発	○	○	
	犬の登録・注射済票の交付	○	○	○
	畜犬原簿管理		○	
	集合注射の実施		○	
	犬の抑留		○	
動物愛護 管 理 法	企画調整	○		
	普及啓発	○	○	
	動物(※1)に関わる苦情相談		○	
	動物取扱業者の登録、立入検査など		○	
	特定動物の飼養許可、立入検査など		○	
	犬猫の引取り		○	
動物愛護 管 理 条 例	企画調整	○		
	普及啓発	○	○	
	犬猫の譲渡		○	
	野犬などの収容		○	
	負傷動物(※2)の収容、治療		○	
	咬傷事故届		○	

※1 動物 : 動物愛護管理法第44条第4項に規定する愛護動物

※2 負傷動物: 動物愛護管理条例及び動物愛護管理条例施行規則に規定する犬、猫、いえうさぎ、鶏及びあひる

## 1 執行組織の概要

### (1)施設概要など

#### ア 動物保護指導センター

所在地 稲毛区宮野木町445-1  
開所 平成5年3月8日  
敷地 2,383㎡  
建物 鉄筋コンクリート造  
管理棟 527㎡  
収容棟 771㎡ 延べ面積 1,298㎡  
建設費 1,054,218千円

#### イ 生活衛生課

所在地 中央区千葉港1-1 千葉市役所9階

### (2)職員配置(令和5年度)

#### ア 動物保護指導センター(計11名)

動物保護指導センター所長(獣医師)(1名)

└ 所長補佐(獣医師)(1名)

└ 主査(獣医師)(1名)

└ 担当(獣医師)(4名)

(事務職)(1名)

衛生作業員(1名)

技能員(2名)

-----  
委託(収容動物管理)(3名)

委託(電話対応スタッフ)(1名)

#### イ 保健福祉局医療衛生部生活衛生課(計5名)

生活衛生課課長(1名、兼務)

└ 課長補佐(1名、兼務)

└ 食品衛生班主査(獣医師)(1名、兼務)

└ 動物担当(獣医師)(2名)

### (3)動物愛護管理事業予算の推移

表2 動物愛護管理事業費の推移 (千円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
当初予算額	34,772	34,755	36,668	38,128	41,570	59,094
決算額	33,187	33,231	40,139	35,858	37,736	54,766

## 2 動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づく事業の概要

動物愛護管理法は、「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持などに関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ること」を目的としています。

また、動物愛護管理条例は、「市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ること」を目的としています。

本市では、動物愛護管理法および動物愛護管理条例に基づき、動物取扱業者の規制や特定動物の飼養許可などをはじめ、犬猫の引取り、負傷動物の収容、収容した動物の管理や譲渡、動物に関する苦情相談への対応や飼い主に対する適正飼養の啓発・指導、飼い主のいない猫の不妊去勢手術などの様々な業務を行っています。



(1) 普及啓発

本市は、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、犬のしつけ方教室や猫の飼い方教室、動物愛護フェスティバルなどを実施し、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発を図っています(表3)。

また、例年6月を「動物の正しい飼い方推進月間」と、11月を「動物による危害防止対策強化月間」と定め、広報誌(市政だより)やSNSにより広く市民へ向けた適正飼養及び危害防止に関する啓発を実施しているほか、日頃からホームページなどによる情報発信を行っています。

さらに、中学生を対象とした適正飼養に関するリーフレットの作成・配布に加えて、飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適正管理のための「猫と共に暮らすためのガイドライン」、地域猫に関するリーフレットなどを作成し、庁内関係機関、獣医師会会員動物病院などを通じて配布しています。

表3 普及啓発事業の実施状況 (上段:回)  
(下段:人)

	H30	R1	R2	R3	R4
飼い犬のしつけ方教室	8	9	6	8	8
	93	120	52	48	60
高齢犬の飼い方教室	1	1	0	1	1
	15	21	0	11	17
猫の飼い方教室	2	2	0	2	2
	6	14	0	9	13
地域猫セミナー	2	2	0	0	2
	120	36	0	0	10
動物愛護フェスティバル	1	1	0	0	0
	-	-	-	-	-
CAPP 動物愛護教室	11	11	2	0	10
	299	289	12	0	149

※ CAPP: Companion Animal Partnership Program の略。本市では(公社)日本動物病院協会(JAHA)と連携し、小学生を対象に、正しい動物とのふれあい方などの啓発活動に取り組んでいます。

(2) 第一種動物取扱業者の状況

動物愛護管理法第10条に規定される第一種動物取扱業については、平成17年の法改正をうけて、平成18年6月に届出制から登録制となって以降、本市における登録数は、右肩上がり増加後、近年は横ばいで推移しており、令和5年3月末の登録数は、延べ454件となっています(図1、表4)。

本市は、第一種動物取扱業者による適正な飼養管理が徹底されるよう、5年に1回の登録更新時や不適正な飼養管理が疑われるような場合に立入検査を実施し、令和3年6月に施行された第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法などの基準を定める省令(以下「基準省令」という。)の遵守状況を含め、施設の状況を確認した上で必要な指導を行っています。

図1 第一種動物取扱業の登録数・立入検査数の推移

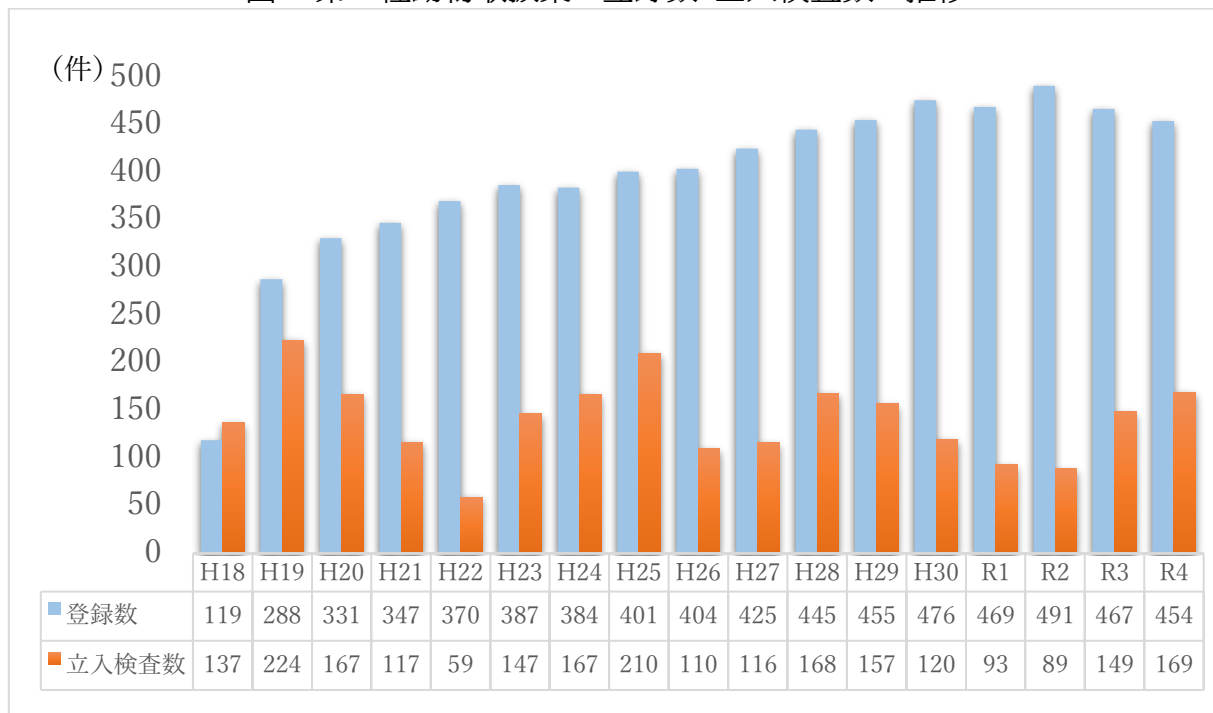


表4 業種別登録状況(令和4年度)

(件)

総事業 所数	業種別内訳										
	延べ 登録数	販売	販売業のうち犬猫など 販売業者		保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受け 飼養	
			犬猫など販売 業者のうち繁殖 を行う者								
336	454	128	103		77	237	19	42	27	0	1

(3) 第二種動物取扱業者の状況

動物愛護管理法第 24 条の 2 の 2 に規定される第二種動物取扱業については、平成 25 年の法改正により、非営利で一定数以上の動物を取り扱う団体などに対し、行政が実態を把握し適切な指導などができるよう届出をすることが規定されました。

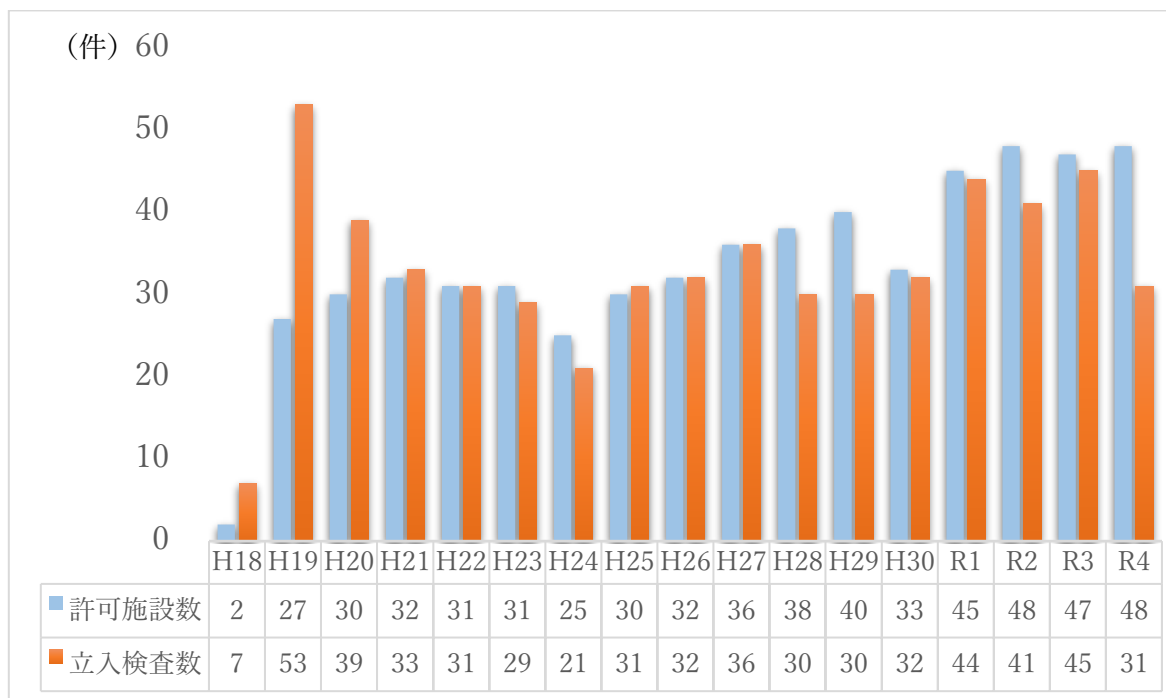
本市は、令和 4 年度末時点での届出数は 12 件となっており、不適正な飼養管理が疑われる場合などに立入などを行い、必要な確認や指導を行っています。

(4) 特定動物の飼養及び保管に関する許可及び指導など

動物愛護管理法第 25 条の 2 に規定される特定動物については、平成 17 年法改正に伴い、平成 18 年 6 月に届出制から許可制となって以降のその飼養の許可施設数は 30～50 件程度で推移しています(図 2)。

本市は、特定動物による人への危害を防止するための立入検査を実施しており、許可を受けた数を超えて飼養していないか、適した施設で飼養管理しているかなどを確認し、飼養者に対して必要な指導を行っています。

図 2 特定動物の飼養許可施設数及び立入件数の推移



(5) 犬の抑留など・引取り・返還・譲渡の推移

狂犬病予防法に基づく抑留など、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づく引取りなどによりセンターに收容される犬の頭数は年々減少しており、平成15年度の收容数679頭に対し、20年後の令和4年度の收容数は79頭でした(図3)。

また、直近10年間では、センターに收容される犬のほとんどを元の飼い主に返還するか、ボランティアの協力を得ながら新たな飼い主へ譲渡しています(図4)。

図3 犬の抑留など・引取り・返還・譲渡数の推移

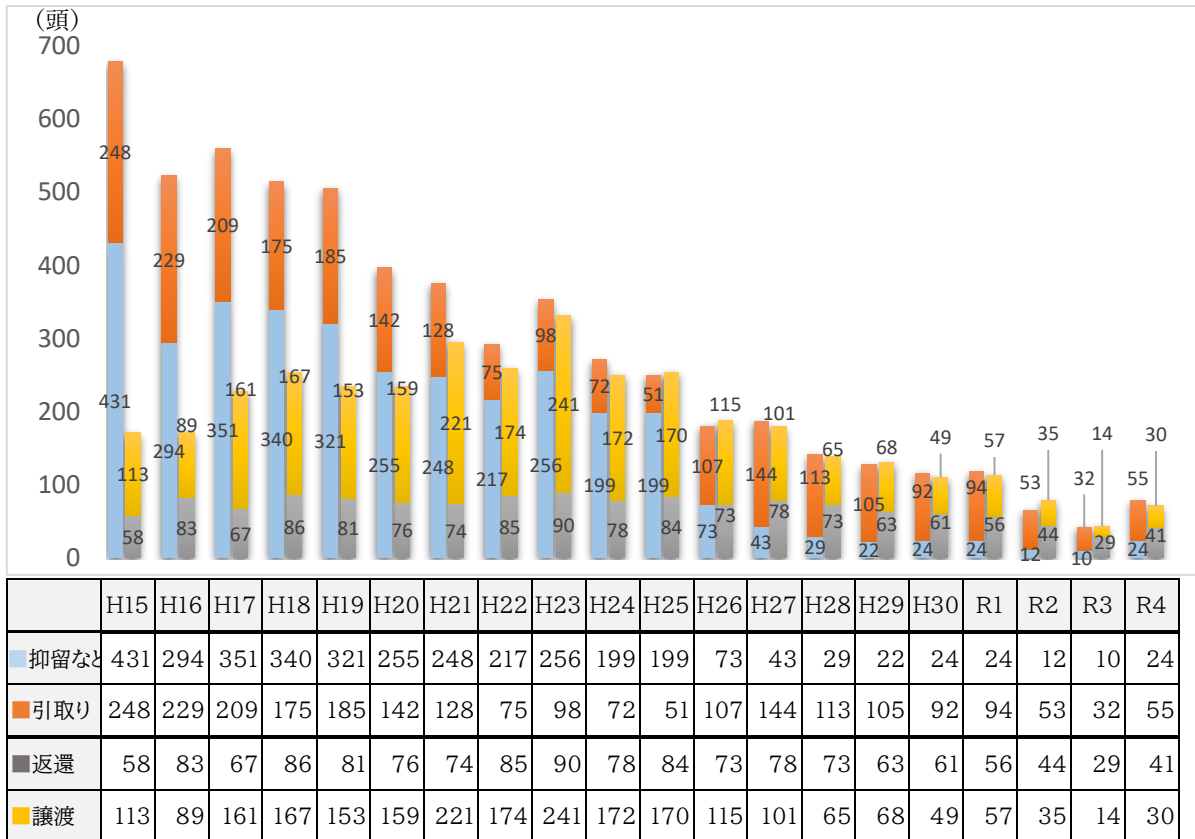
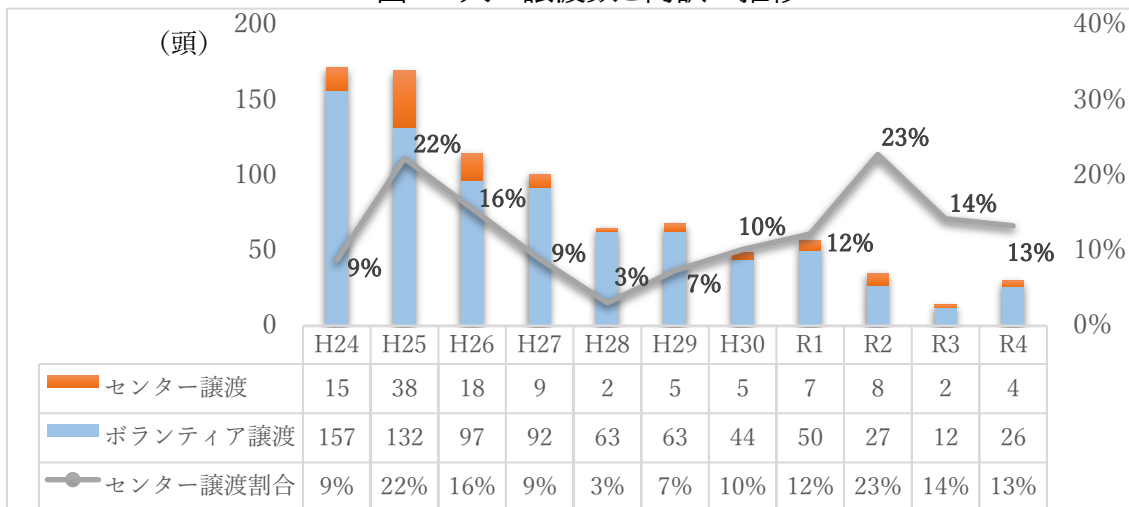


図4 犬の譲渡数と内訳の推移



## (6)猫の引取り・負傷・返還・譲渡の推移

動物愛護管理法に基づきセンターに收容される猫は、犬と同様に減少傾向にあり、引取りと負傷を合計した收容数は平成15年度が1,249頭に対し、令和4年度は207頭となっています。しかしながら、犬と比較すると依然として收容数は多く、また、そのうち返還となる猫は年間数頭であり、ボランティアの協力も得ながら收容した猫のほとんどを譲渡しています(図5、図6)。

なお、負傷動物として猫を收容する場合は、歩行困難であることや母猫とはぐれた哺乳猫で衰弱していくことが明らかであることなど、自活が困難であると判断したものととしています。

図5 猫の引取り・負傷・返還・譲渡数の推移

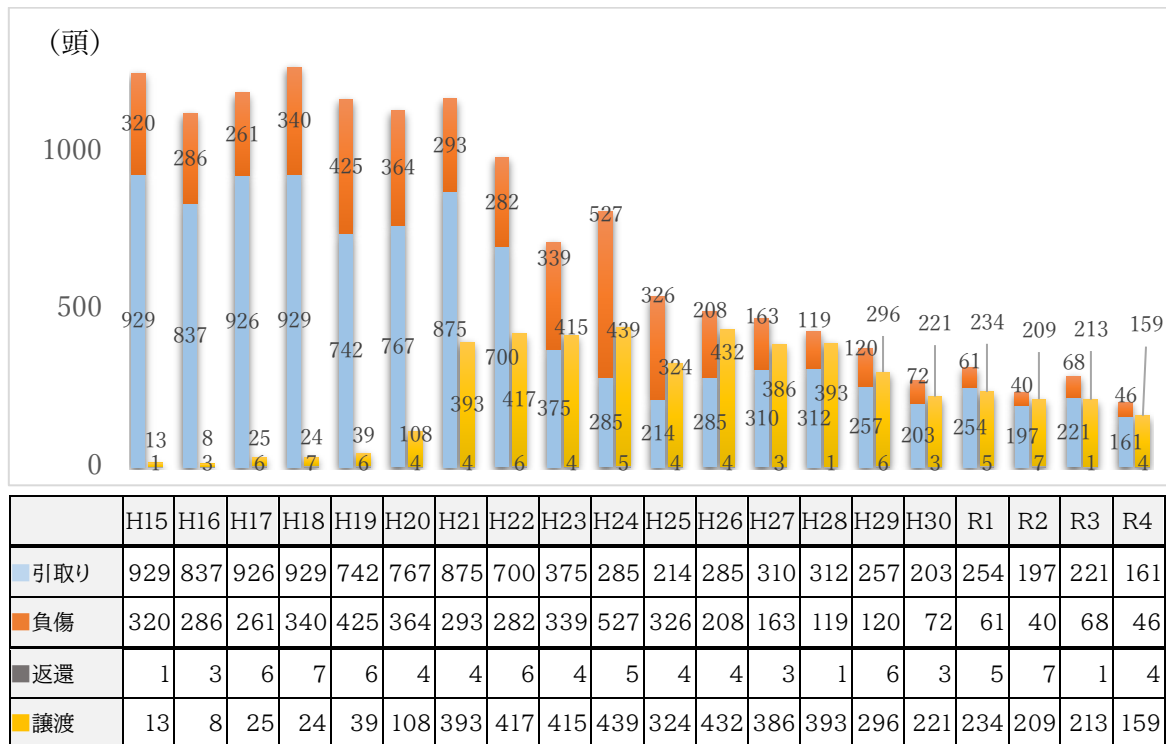
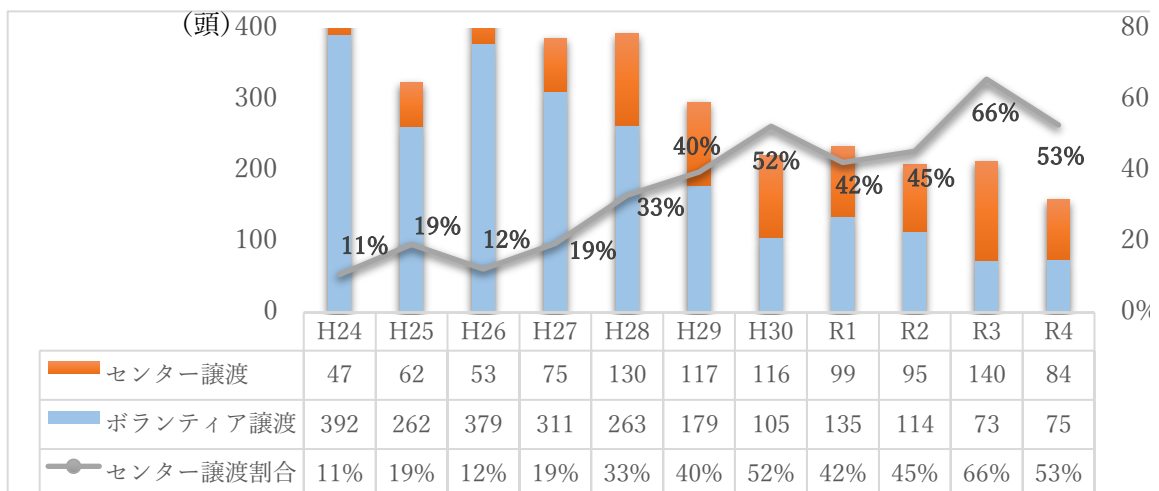


図6 猫の譲渡数と内訳の推移



(7) ボランティア、獣医師会などとの協働状況

動物愛護管理条例第3条及び第4条には、市と市民が協力して施策に取り組むことを規定しています。本市では適正飼養の普及啓発、収容動物の譲渡促進に関して、下記に記載のボランティアや(公社)千葉県獣医師会、千葉市獣医師会などの協力を得ながら各種施策に取り組んでいます。

○千葉県動物愛護推進員

- 任期3年、令和3年度千葉市推薦 11 名
- ・適正飼養や繁殖制限に関する助言など

○譲渡事業協力者(譲渡ボランティア)

- 3年更新、令和4年度登録者数(団体)14 団体、56 名(個人)54 名
- ・動物の運動、シャンプーなど収容中の動物の管理の補助  
(毎週水曜日・金曜日に犬の散歩を実施)
- ・動物の譲受(ボランティアへの譲渡)

○子猫の育成ボランティア

- 平成 27 年度から募集開始、令和 4 年度登録者数 46 名
- ・収容した未離乳猫の育成

○猫の馴化ボランティア

- 令和5年度から募集開始、令和5年度1月末登録者数 10 名
- ・収容している猫の馴化

○(公社)千葉県獣医師会

- ・狂犬病予防定期集合注射
- ・動物愛護週間行事の開催
- ・災害時における動物救護活動に関する協定

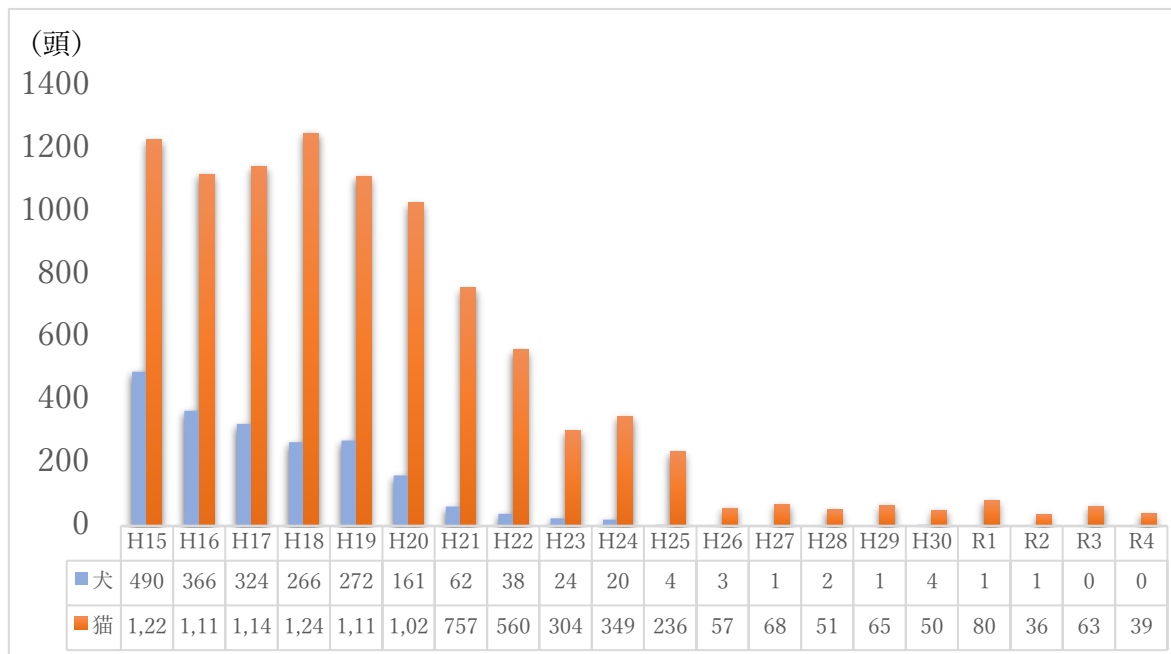
○千葉市獣医師会

- ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術
- ・収容動物の治療
- ・動物愛護週間行事の開催

(8) 犬猫の殺処分数の推移

収容中の病死を含む犬猫の殺処分数については、ボランティアの協力による譲渡の促進と収容数の減少を背景に、特に平成20年度以降犬猫共に減少してきており、令和4年度は、猫39頭、犬0頭となっています(図7)。

図7 犬猫の殺処分数※の推移



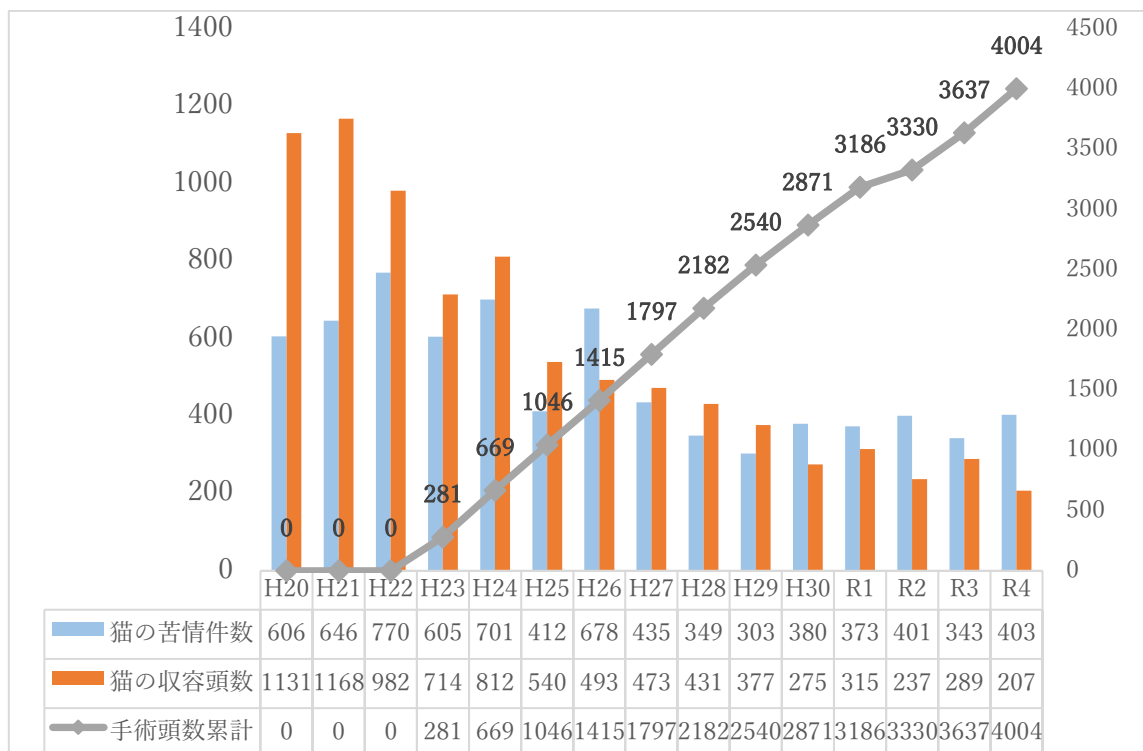
※安楽殺と収容中の病死の合計数

(9) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業

本市では、飼い主のいない猫に起因する苦情及び被害を減少させ、猫に関して生じている様々な問題を解決することを目的とし、千葉市獣医師会の協力のもと、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施しており、平成23年度から令和4年度末までの12年間で4,004頭の手術を実施しました。また、令和4年度には、募集頭数を年間300頭から360頭に拡大しました。

平成23年度の事業開始前は、苦情が年間に約700件前後、収容が約1,000頭であったものが、令和4年度にはそれぞれ苦情が約400件前後、収容が約200頭前後に減少しています(図8)。

図8 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の累計と猫の収容頭数、苦情の推移





(10)愛護動物に関する相談・苦情

本市では、愛護動物に関する相談及び苦情をセンター1カ所で集中的に受理し、必要に応じて関係機関と連携しながら解決に向け対応しています。

飼い主などからの飼養に関する相談件数は、犬猫あわせて平成24年度には4,221件、令和4年度には2,924件と、減少傾向にあるものの、依然として高い水準となっています(図9、図10)。

図9 犬及び猫の飼養に関する相談件数の推移

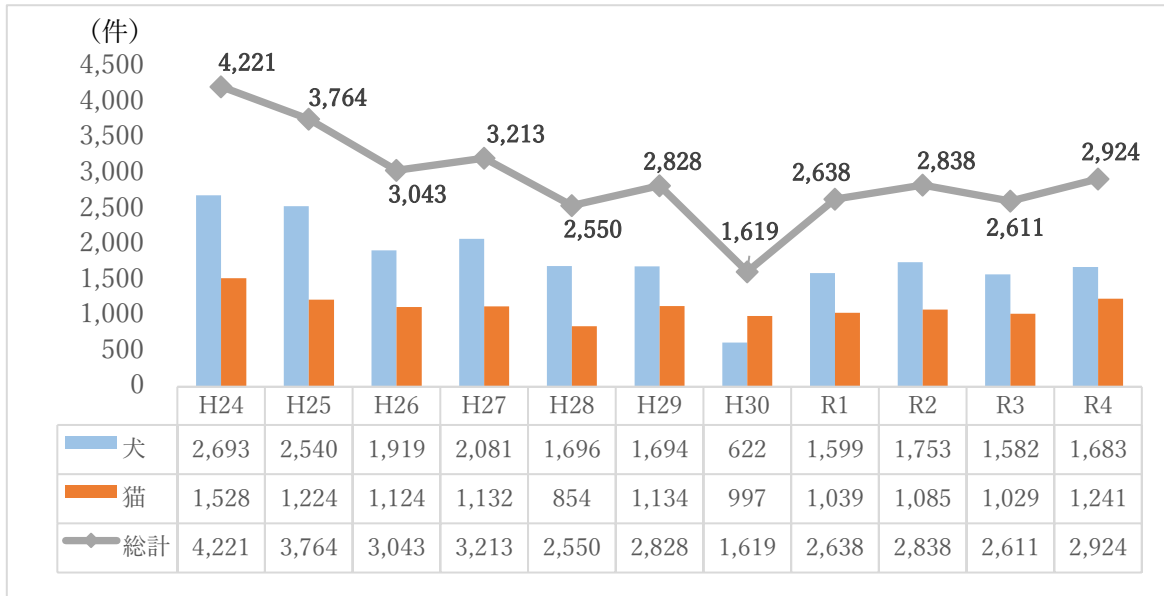
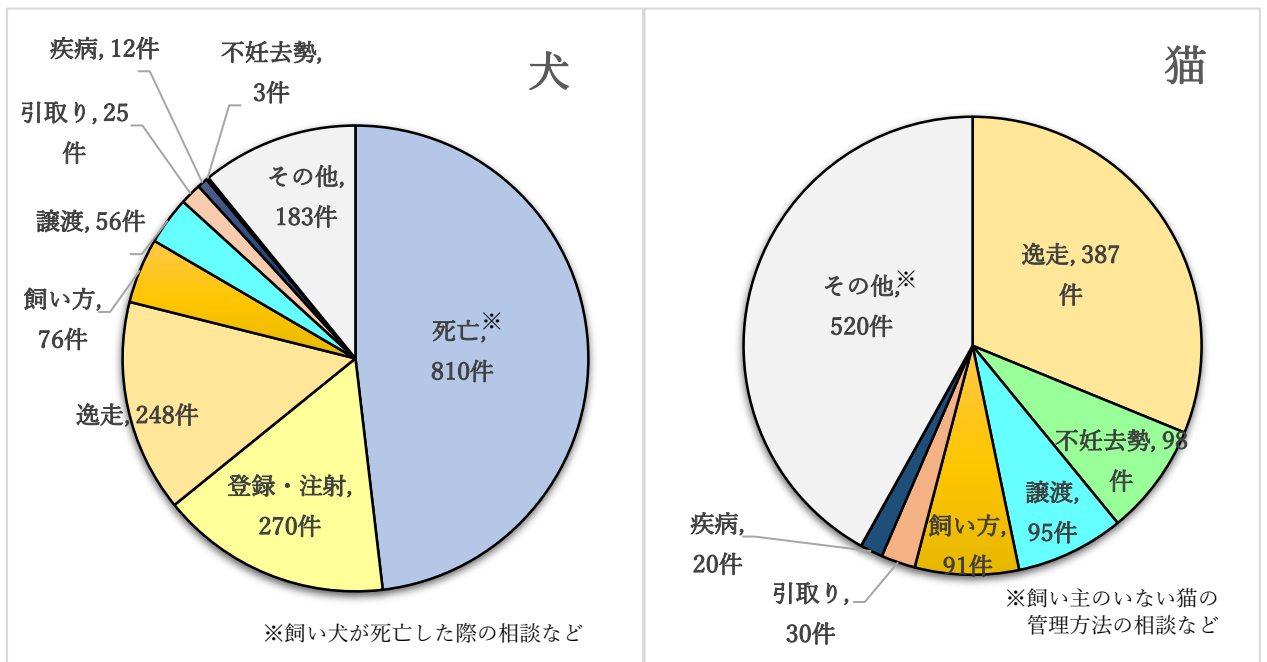


図10 犬及び猫の飼養に関する相談内容の内訳(令和4年度)



市民などから広く寄せられる犬猫に関する苦情についても、平成 24 年度の 1,472 件から令和4年度の 686 件までに減少していますが、直近5年間は横ばいの状況となっています(図 11)。

苦情の主な内容として、犬については汚物悪臭や鳴き声など、しつけやマナーに関する苦情が目立ち、猫については飼い主のいない猫又は屋外飼養の飼い猫に関する汚物悪臭や住居庭園への侵入に関するものなどとなっています(図 12)。

図 11 犬及び猫に関する苦情件数の推移

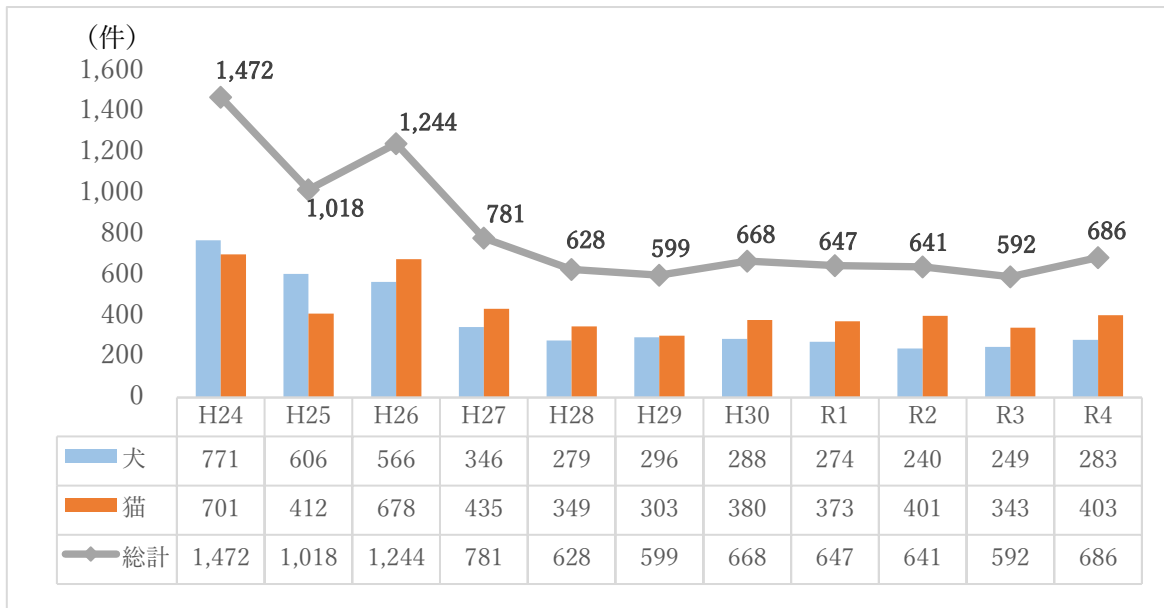
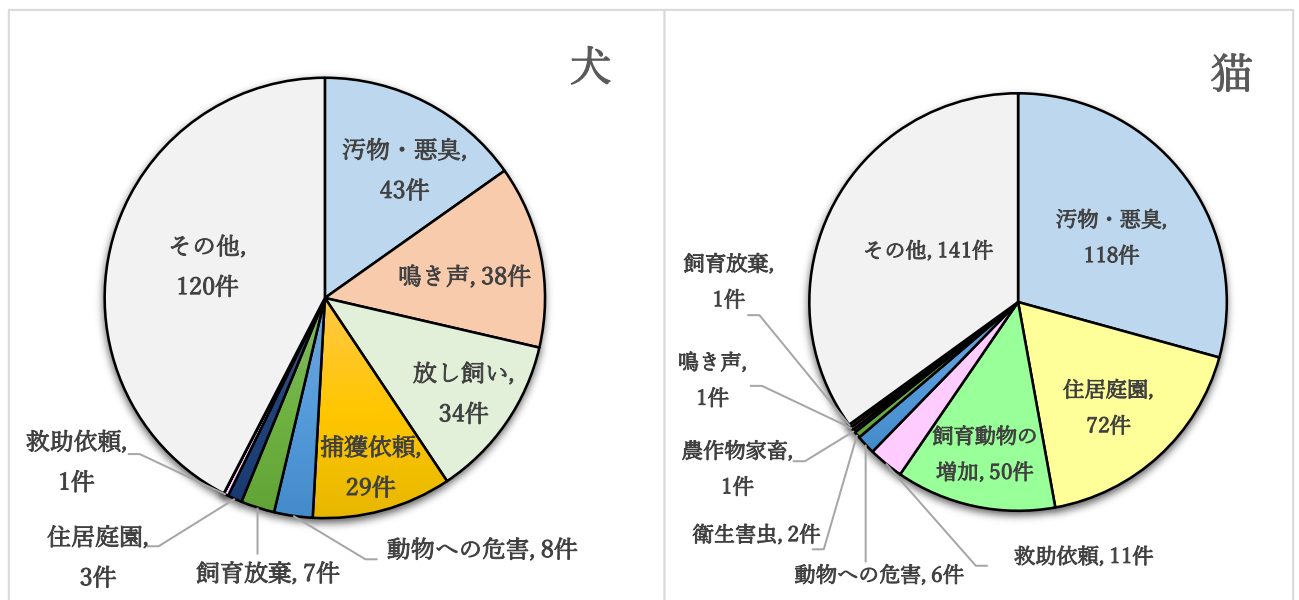


図 12 犬及び猫に関する苦情内容の内訳(令和4年度)



### 3 狂犬病予防法に基づく事業の概要

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

本市では、犬の登録や狂犬病予防注射済票(以下「注射済票」とする。)の交付などの事務はもとより、政令指定都市などに求められている犬の抑留、抑留所の設置、狂犬病発生時の措置などに関する事務を担っています。

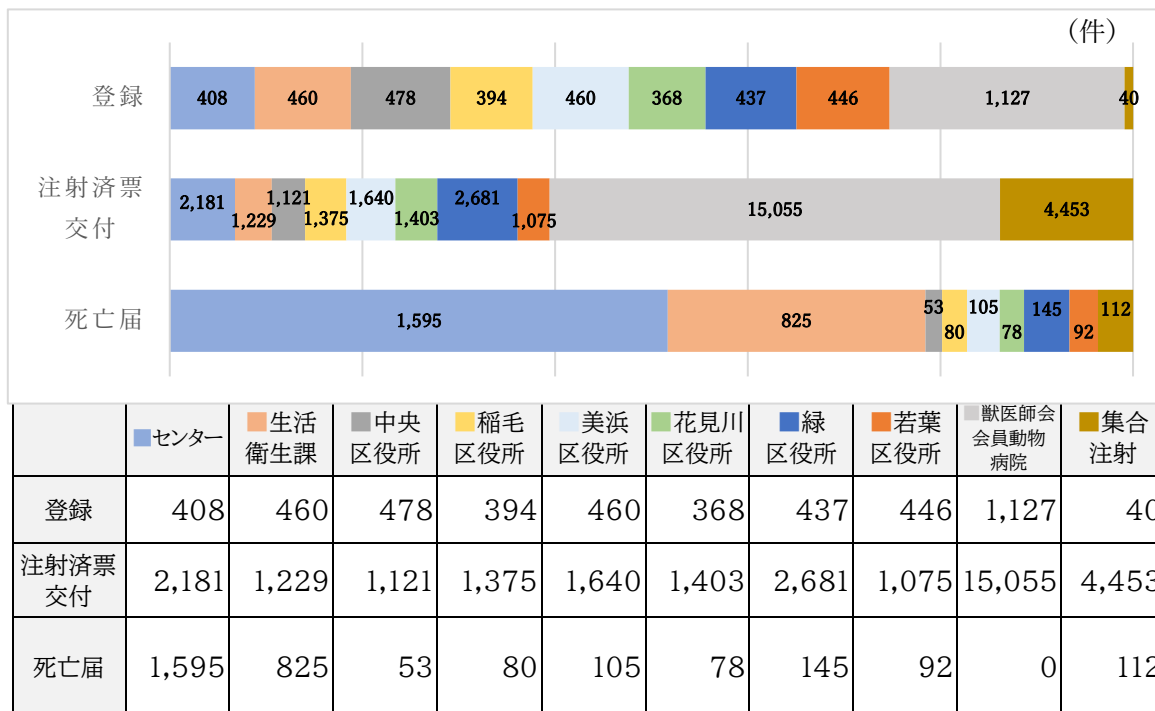
また、犬の登録などについては、市民の利便性も考慮し、各区役所(6カ所)や生活衛生課においても窓口を設置し、申請などの受理を行っています(図13)。

さらに、犬の登録及び狂犬病予防注射の促進のため、(公社)千葉県獣医師会と連携し、会員動物病院での犬の登録及び注射済票交付ができるよう収納事務の委託をしている他、毎年4月から5月にかけては、狂犬病予防定期集合注射を実施しています。

本市における過去10年間の犬の年度ごとの総登録頭数、注射済票交付率ともに、多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっています(図14)。

また、集合注射の利用頭数は、平成25年度と令和4年度を比較すると約40%減となっていますが、要因としては、動物病院の増加などにより市民の注射場所の選択肢が増えたことなどが考えられます。

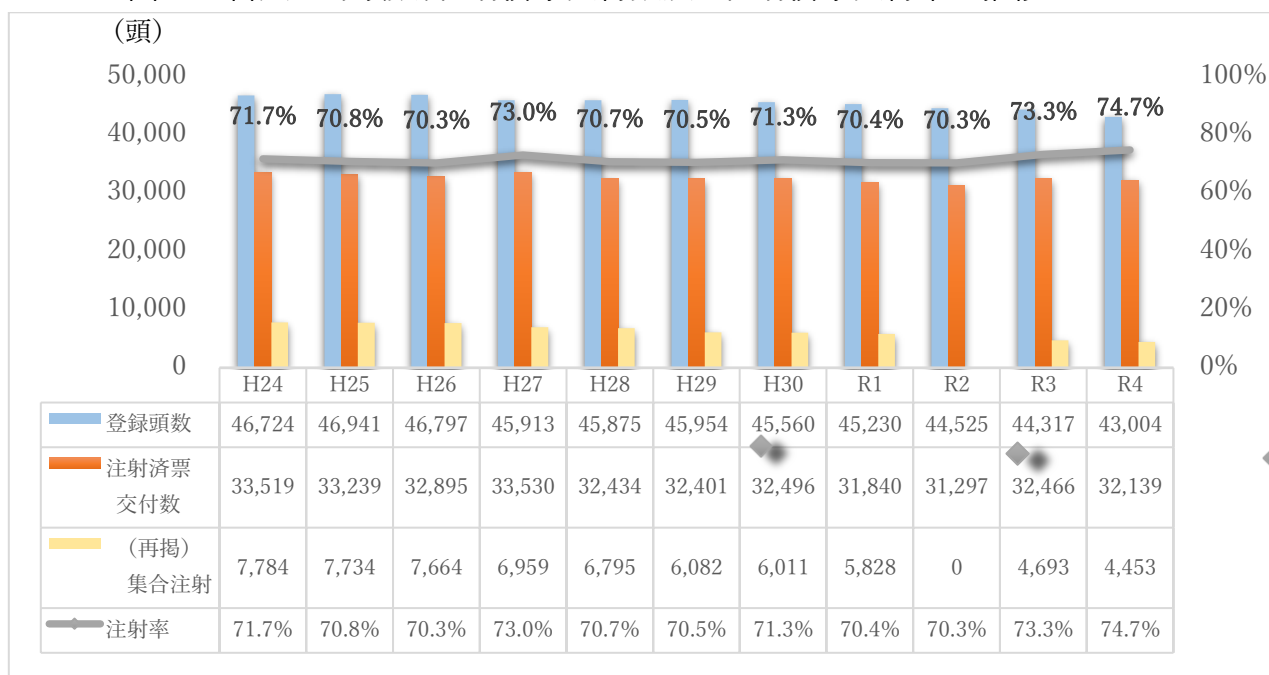
図13 窓口別受付件数(令和4年度)



※ 登録 :新規、転入、再交付(獣医師会、集合注射は新規のみ)

注射済票交付:新規、再交付(獣医師会、集合注射は新規のみ)

図 14 畜犬登録頭数、注射済票交付数及び注射済票交付率の推移



### 第3章 千葉市の動物愛護管理行政の現状と課題認識

動物愛護管理法は「動物愛護精神の醸成や、動物の適正な飼養による人と動物の共生する社会の実現を図ること」を、狂犬病予防法は「狂犬病の発生予防やまん延の防止などによる公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること」を目的としておりますが、これらの法律に共通して目指しているものは、「人と動物が安全に豊かに暮らし、共生していくこと」です。

これまで本市においては、法の趣旨を踏まえ、センターを中心に、ボランティアや獣医師会、民間団体などと「公共私」の連携を図りつつ様々な取組みを行ってきました。

しかしながら、近年の少子高齢化や単独世帯の増加など社会情勢の変化を背景として、動物愛護管理行政に限らず、公共私全体の機能はますます低下していくことが予想されていることから、様々な課題に対し、行政が中心となり、各主体を繋ぎながらより効率的・効果的に課題解決を図っていくことが求められています。

そこで本市では、本市特有の課題や課題解決のための持続可能な協働を行っていくために、令和3年度に実施したボランティアや獣医師会、市民の方などとの意見交換会において、課題認識の共有や、課題解決に向けて持続可能な協働を行うため7つの論点について方向性の共有を行いました(図15)。



令和3年度に実施した意見交換会の様子

図 15 令和 3 年度実施意見交換会において共有した意見など

論点	課題、障壁、要因	理想とする姿	課題解決のために求められる視点
① 動物福祉の啓発や学びの拠点機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物福祉の理解、人の問題とつながり</li> <li>センターが発信する体制になっていない</li> <li>感心のない人に、いかに知ってもらうか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼い主、市民に学びの場とした交流</li> <li>いのちの教育</li> <li>センターが動物福祉の手本となり発信する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪れた誰もが学ぶことのできる環境（いのちの教育、適正飼養）</li> <li>子どもたちが命と向き合い学ぶ機会</li> <li>動物行政と教育行政の連携</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校/先生に必要性の理解（カリキュラム限界、業務過多、動物介在の希望）</li> <li>教育できるスタッフの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土日の開所（教室相談、大人への啓発など）など市民が訪問しやすい環境</li> <li>動物愛護と動物福祉の違いを学ぶ機会</li> </ul>
② 適正飼養の啓発・指導について	<ul style="list-style-type: none"> <li>衝動買いさせない仕組み（飼い始めは耳に入らない、コロナ禍）</li> <li>マナー違反が減らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正飼養、終生飼育に向けた「意識改革」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、獣医師等が様々な機会をとらえて様々なツールを活用して啓発する</li> </ul>
③ 収容動物の飼養管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターで実施する治療基準の明確化</li> <li>ボランティアによる保護と治療の負担</li> <li>殺処分の考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物福祉の観点でセンター治療基準が確立されている</li> <li>治療基準外の負傷動物に対して連携・協力体制の確立</li> <li>治療費・検査費が確保されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪れた誰もが学ぶことのできる環境（いのちの教育、適正飼養）</li> <li>子どもたちが命と向き合い学ぶ機会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>温度管理/空調機の整備</li> <li>隔離室の確保</li> <li>ケージの広さ、猫と犬の隔離</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物のストレス軽減と馴化、動物福祉に基づいた設備</li> <li>感染症対策ができる区画</li> <li>市民の手本となる収容動物の飼育環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物行政と教育行政の連携</li> <li>土日の開所（教室相談、大人への啓発など）など市民が訪問しやすい環境</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の収容動物の世話、馴化</li> <li>負傷の収容動物の通院（ボランティアが対応できるよう改善された）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が動物福祉に基づく動物との関わりがもつ</li> <li>譲渡までの時間をなるべく短く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護と動物福祉の違いを学ぶ機会</li> <li>子どもたちが命と向き合い学ぶ機会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容数減ではなく適正/終生飼養へ目的の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より短い期間で適正飼養できる飼い主を見つけてよりよい譲渡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物行政と教育行政の連携</li> </ul>

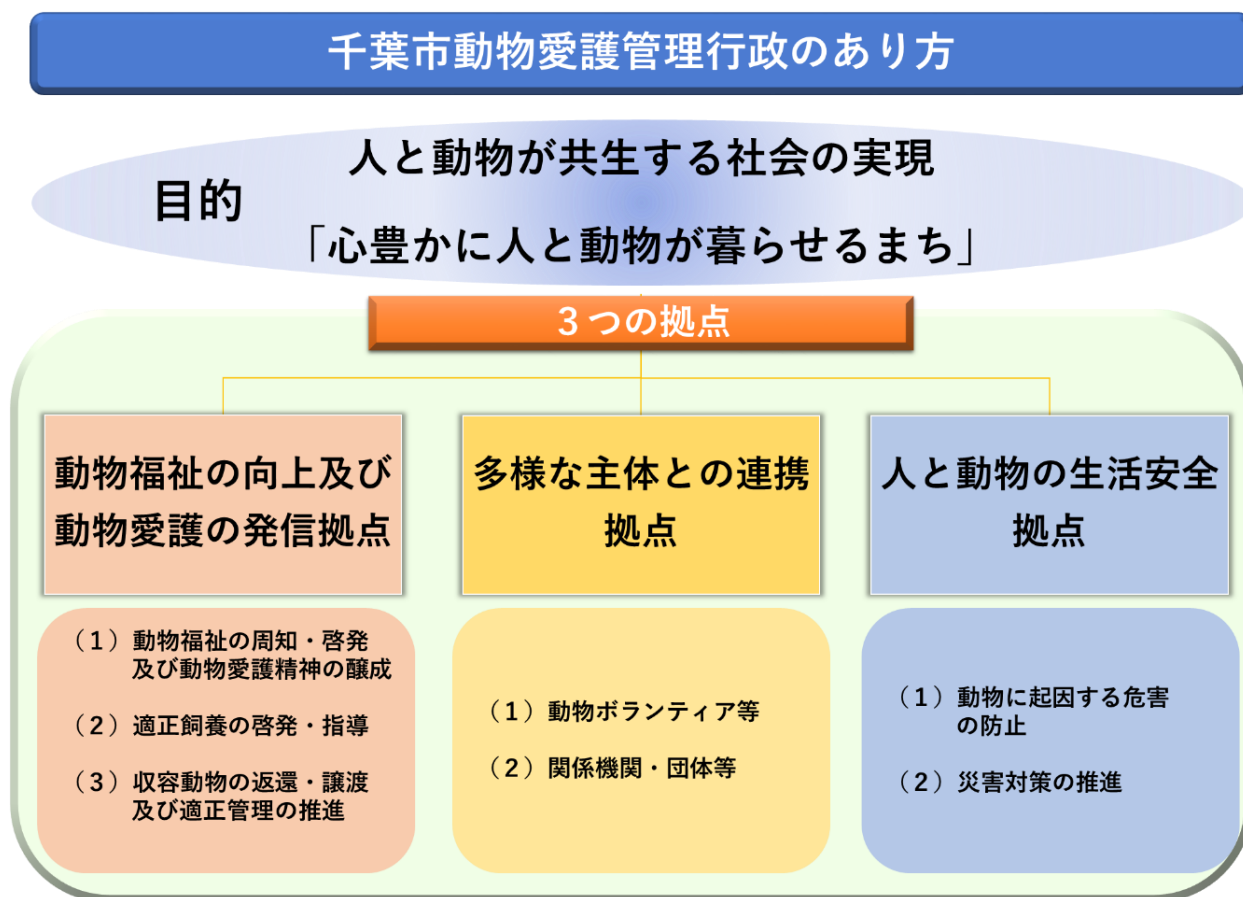
論点	課題、障壁、要因	理想とする姿	課題解決のために求められる視点	
④ 動物ボランティア等の交流・育成・協働 について	多様な主体の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>理念の共有されていない</li> <li>多様な主体の交流の場がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体との交流の機会を定期的にもつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア等との相互理解のための定期的な意見交換</li> <li>行政とボランティアの交流や学びの場</li> </ul>
	人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物福祉の知識、研修の不足</li> <li>ボランティアの育成と制度がない</li> <li>推進員が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修、ボランティア育成の仕組みがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物行政に協力し連携するボランティアの発掘・育成・支援</li> </ul>
	市とボランティアの協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの金銭負担</li> <li>役割の認識合わせができていない</li> <li>多頭飼育崩壊の負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多頭飼育崩壊等を起こさせない予防と探知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの位置付け・制度化の検討</li> <li>持続可能な協働（負担）</li> <li>多頭飼育の予防・探知を含めたボランティア団体等との連携</li> <li>市がプラットフォームビルダーとなる運営（協力関係の構築）</li> </ul>
⑤ 関係機関・団体等との連携について	庁内の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>多頭飼育：飼い主本人が抱える問題、見えない環境</li> <li>社会福祉、動物関係者の連携が十分でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多頭飼育崩壊等を起こさせない予防と探知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉に関する関係機関との連携</li> <li>多頭飼育崩壊の課題解決に向けた連携・情報共有</li> </ul>
	獣医師会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>獣医師会との連携の仕組みを充実させる余地がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼い主へ指導</li> <li>収容動物の治療、避妊の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の観点として教育委員会との連携</li> </ul>
	自治会との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>多頭飼育、災害対応など動物に関わる地域の問題意識の不足</li> <li>地域猫ボランティアの孤立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域問題は、地域で解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域課題への対応として区役所地域団体との連携</li> <li>獣医師会との定期的な情報交換、連携</li> </ul>
	その他連携の課題、警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>捨て犬など警察との連携が十分でない</li> <li>捨て犬＝犯罪の意識がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捨て犬の情報共有と必要な対策ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察との連携、情報共有</li> </ul>
⑥ 狂犬病予防対策の拠点 について	狂犬病予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>未登録犬の存在</li> <li>接種率が70%</li> <li>集合注射実施方法</li> <li>狂犬病発生時の検査調査体制や発症の隔離等の設備</li> <li>職員の安全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての犬の登録</li> <li>狂犬病予防注射の全頭毎年実施</li> <li>効率的な集合注射の実施</li> <li>発生時に速やかに各所と連携し検査等に対応できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狂犬病予防の重要性の理解（人に感染する恐れ）</li> <li>狂犬病（疑い含む）発生時を想定した対応</li> <li>集合注射のあり方の見直し</li> </ul>
⑦ 災害時対応の拠点 について	災害時の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物が後回しになる</li> <li>災害時の対応方法が周知されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と動物が安全に避難できる体制があり浸透している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災時のボランティアや市獣医師会などの協力体制の整備</li> <li>必要物資、場所及び設備の整備</li> <li>平時からのより効果的な啓発</li> </ul>

## 第4章 千葉市動物愛護管理行政のあり方

意見交換会で7つの論点について共有した方向性と、令和4年度から5年度にかけて実施した懇談会での有識者からの意見を踏まえ、本市の特性や状況に応じた動物愛護管理行政を実現するため、本市が中心的役割を担う「動物福祉の向上及び動物愛護の発信拠点」、「多様な主体との連携拠点」、「人と動物の生活安全拠点」の3つの拠点について、動物保護指導センターの再整備を含めた概ね10年間の基本的な考えとしてこの千葉市動物愛護管理行政のあり方を決めました(図16)。

また、動物を取り巻く環境の変化は大きく、適宜社会情勢の変化に対応していく必要があるため、このあり方を礎とし、必要に応じて運用の見直しなどを検討しながら、センターを中心に実効性のある動物愛護管理行政を一層推進していきます。

図16 千葉市動物愛護管理行政のあり方のイメージ





## 1 動物福祉の向上及び動物愛護の発信拠点

### (1) 動物福祉の周知・啓発及び動物愛護精神の醸成

動物愛護管理行政において、犬猫などを飼っている人だけでなく飼っていない人、動物が好きな人、嫌いな人に対しても、動物福祉という考え方や動物福祉に則った適正な飼養方法などを広く周知・啓発し、様々な人が正しく動物に接することで愛情や思いやりを育み、動物愛護精神を醸成していくことが重要と考えます。

特に、未来を担う子供をはじめ多くの人々が動物福祉に対する理解を深めるとともに、温もりや優しさ、いたわりの心を育み、動物愛護精神が醸成されることを推進するため、動物愛護管理部局が主体的に事業に取り組む他、庁内他部局が展開している事業との連携も検討していきます。

**動物福祉**：動物を主体とし、飼養環境や動物の状態を客観的に評価する考え方。

(目的) 飼養環境や動物の状況を測定・評価し、動物が必要としているものを満たし、動物の生活の質を向上させること。

**動物愛護**：人を主体とし、命を大切にする気持ちをもって動物を取り扱うこと。

(目的) 動物を大切にする気持ちを養い、命を尊重し、豊かな心を育み、動物との共生関係を構築すること。

【第 55 回中央環境審議会動物愛護部会 (R2.1.23) 資料 2-2 などを参考に解釈】

#### 【現状の取組み・事例】

- ・ 市政だよりやインターネットなどによる普及啓発
- ・ 動物愛護教室                      ・ 動物愛護フェスティバル
- ・ 動物の正しい飼い方推進月間および危害防止対策強化月間の取組みなど

#### 【今後の取組み案】

- ・ 動物公園や教育委員会が実施している事業との効率的な連携
- ・ 小中学校などへの出張講義
- ・ 夏休み親子教室
- ・ 動物保護指導センターの名称変更 など

## (2)適正飼養の啓発・指導

### ア 飼い主への啓発・指導

動物の飼い主には、動物の習性などを正しく理解し、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。

本市では、飼い主や新しく動物を飼う方に対する動物の特性に応じた講習会や教室などを通じて、動物に関する正しい知識を普及啓発することにより、適正飼養や終生飼養の徹底を図り、苦情の減少及び飼い主からの引取り数の減少、ひいては殺処分数の減少を目指します。

また、多頭飼育問題を未然に防ぐため、不妊去勢手術の実施の重要性についても啓発していくほか、多数の動物を飼養している飼い主についての情報を多様な主体との連携などにより収集して必要な指導助言を行う手法について検討していきます。

### イ 第一種動物取扱業者の適正化

第一種動物取扱業者の相談や申請の受理とこれらに対する指導助言及び審査、定期的な施設の巡回指導及び動物取扱責任者研修などを通して、動物愛護管理法や基準省令などの関係法令の遵守による適正な動物の飼養管理の徹底、適正化を図ります。

また、指導などにより改善が見込まれない場合には、命令及び登録の取消しなどの実効性のある対策を講じていきます。

### ウ 第二種動物取扱業者の適正化

第二種動物取扱業者には、動物愛護団体やボランティアなど非営利で一定の条件を満たした動物を取り扱う者が該当するため、制度の周知を行い届出の徹底を図るほか、動物愛護管理法や基準省令などの関係法令の遵守による適正な飼養管理が行われるよう指導・助言などを行い、適正化を図ります。

#### 【現状の取組み・事例】

- ・ 動物にまつわる苦情対応
- ・ 飼い方教室やしつけ方教室
- ・ 咬傷犬の飼養者に対する指導
- ・ 動物取扱責任者研修
- ・ 動物取扱業に関する登録・届出、指導事務 など

#### 【今後の取組み案】

- ・ 多頭飼育者への効果的なアプローチ
- ・ インターネットなど様々な媒体の活用 など

### (3) 収容動物の返還・譲渡及び適正管理の推進

動物の命を繋ぐことを目的とし、収容した動物の飼い主への返還、又は新たな飼い主への譲渡の推進に取り組みます。

また、収容した動物の管理に関して、動物の出入りが頻繁にあること、動物を群で管理し感染症のまん延を防止する必要があることなど、行政の収容施設という特性などを踏まえ「シェルターメディスン<sup>※</sup>の考えのもと動物福祉に沿った飼養管理を行うこと」を基本の方針とし、収容動物の適正な管理を行っていきます。

#### ア 動物の収容など

犬の収容は、狂犬病予防法に基づき、危害防止を目的とし、速やかに行う必要があります。

また、動物愛護管理法などに基づく飼い主からの引取りの他、拾得者からの引取り、負傷している旨の通報をうけての動物の収容については、必要に応じて飼い主や周辺環境の状況、動物の状態などを確認した上で速やかに引取り、または収容します。

#### イ 動物の返還

畜犬台帳やマイクロチップ情報、逸走動物情報などと照合して飼い主への返還に努め、返還にあたっては再発防止などの指導を徹底します。

#### ウ 収容管理

シェルターメディスンの考え方を基本とし、群管理の上で重要な感染症の蔓延防止対策として、収容時には動物の隔離や健康状態の確認、早期のワクチン接種などを徹底して行うとともに、動物ごとに行動の様子などの特徴を確認するほか、適切な獣医療を提供するなど、基準省令なども参考に動物の特性ならびに個々の状態を踏まえ、動物福祉に配慮した収容環境の確保など、適切な管理に努めます。

#### エ 収容動物の譲渡

##### (ア) 譲渡適性判断

譲渡適性については、必要に応じた関係団体や専門家などの助言や動物行動学、獣医学など科学的な知見を参考に判断します。

---

※ シェルターメディスン：動物収容施設に係る獣医療全般を指すもの。収容している動物を健康に管理し、動物福祉の観点から、個々の動物の特性を踏まえ、譲渡の適否を客観的に評価することで、譲渡促進につなげるとともに、センターの収容機能を維持・向上すること。

### (イ)譲渡の取組み

個々の動物の特性や性格、特徴などの把握に努め、譲渡希望者へ分かりやすく説明・紹介することで、譲渡の促進を図るとともに、譲渡につながりにくい動物に対しては、馴化<sup>※</sup>や獣医療の提供などを実施し、可能な限り譲渡につなげていきます。

### (ウ)譲渡に係る調査

譲渡された動物が適正に終生飼養されるように、譲渡希望者のライフスタイルや飼養環境などをあらかじめ確認した上で、動物の適切な譲渡に取り組みます。

### オ 動物福祉に基づく収容動物の安楽死

一頭でも多くの動物の命を繋ぐため、返還や譲渡の取組みを優先して行います。しかしながら、動物が瀕死の状態などにある場合は、動物福祉の観点から安楽死についても選択肢の一つとして検討します。

#### 【現状の取組み・事例】

- ・ 収容動物の返還の推進
- ・ シェルターメディスンの実践
- ・ 譲渡に向けた馴化、避妊去勢手術の実施
- ・ 獣医師会との連携による治療の提供
- ・ インターネットなどを活用したお見合い会や譲渡会の実施
- ・ 譲渡前、譲渡後調査 など
- ・ 動物福祉に配慮した飼養管理
- ・ 科学的根拠に基づいた譲渡適性判断

#### 【今後の取組み案】

- ・ 返還譲渡促進のための民間とのさらなる協力
- ・ 動物の特徴をとらえたPR
- ・ 譲渡会の土日開催 など

---

※ 馴化:ある刺激に対して起こる行動が、その刺激を繰り返し受けることで弱まっていくことをいい、収容動物に関しては、その動物がこれから出会うであろう刺激(家庭で人に飼われる際に受ける様々な刺激)に慣れることで不快や恐怖を感じずに過ごせるようにする場合に「馴化」という言葉を使っている。

## 2 多様な主体との連携拠点

### (1) 動物ボランティアなど

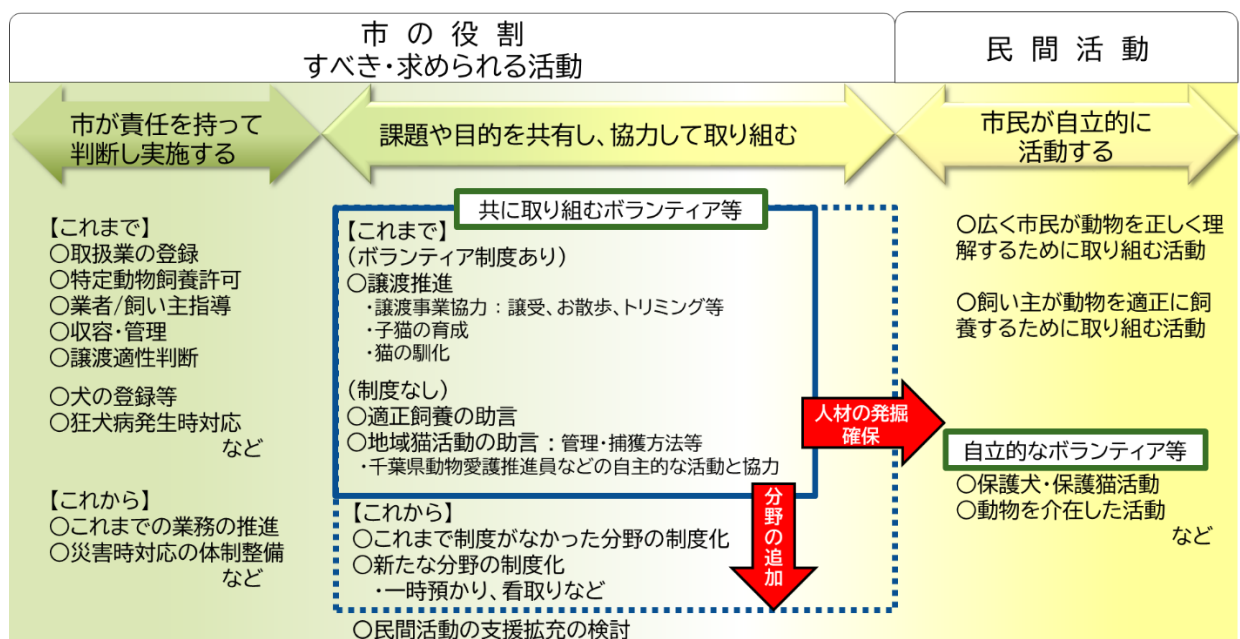
ボランティアは、譲渡事業など本市動物愛護管理行政において大きな役割を担う存在であり、ボランティアと協力し、動物に起因する課題をより円滑に解決するため、ボランティアと行政の役割分担を明確にした上で、双方が理解することは、非常に重要となります。

本市の役割・求められる活動には、市が責任をもって判断し実施するものと課題や目的をボランティアと共有し取り組むものに分けられます(図 17)。

市が責任をもって判断し実施するものとしては、法令に基づく行政の権限のもとに実施する業務が挙げられ、協力して取り組むものには、譲渡に関する事業や適正飼養の啓発などが挙げられます。

市の施策に沿って目的を共有し、市と共に取り組むボランティアと、より密に連携し、動物に関わる課題の解決を図るとともに、様々な機会を通じて、ボランティア制度の周知などを行い、将来的に市と共に取り組むボランティアの発掘・育成につなげ、持続可能な動物愛護管理行政を展開していきます。

図 17 これまでの取り組みとあり方の方向性を踏まえた取り組みのイメージ



#### 【現状の取り組み・事例】

- ・ ボランティア登録制度 ・ ボランティアの活動支援
- ・ 様々な課題解決に向けたボランティアとの意見交換、連携
- ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術 など

#### 【今後の取り組み案】

- ・ ボランティアの育成のための勉強会や研修会などの実施
- ・ ボランティア登録制度や呼称の見直し など

## (2)関係機関・団体など

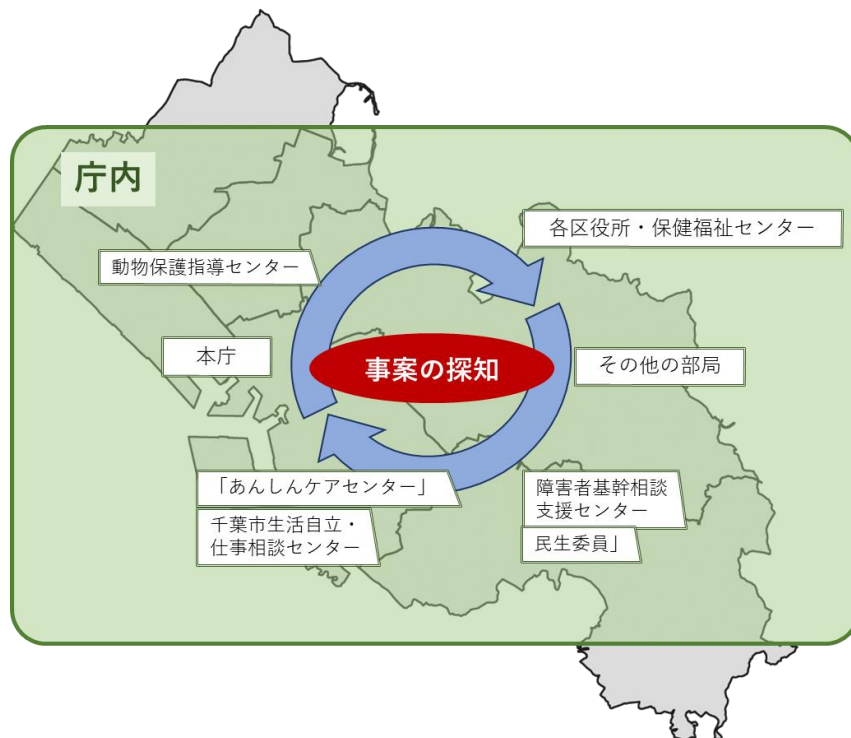
### ア 庁内連携

#### (ア)人に起因する問題への対応に係る連携

多頭飼育や飼い主のいない猫などの問題は、動物の問題だけでなく生活困窮や孤立など、人間の問題とも不可分であり、その解決には複合的な対応が求められます。

飼い主を支援する様々な部局との情報共有を図りながら、事例ごとに連携し包括的に対応していくために、日頃から連携しやすい関係性を構築し、問題解決に向けて的確に対応していきます。

図 18 動物に関わる庁内包括支援体制イメージ



#### (イ)動物福祉の向上・動物愛護精神の醸成のための連携

人と動物が共生する社会を実現のため、動物福祉に配慮した適正飼養や動物愛護精神を涵養するためには、特に幼児期からの学習は非常に重要であり、また、子どもに限らずあらゆる年代の人にもその年代に応じた知識の会得も重要です。これに対し、教育委員会や公園部局などのノウハウのある部局と連携し、効果的な啓発が実施できるよう検討していきます。

## イ 庁外との連携

### (ア) 獣医師会

獣医師会は動物の疾病に関する専門的な知識・技術を有しており、また飼い主との接点も多く、狂犬病予防対策や、市民への適正飼養に関する助言、本市が収容する動物の健康管理に関する助言、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、収容動物の治療などで協力していることから、継続して緊密な連携を図ることで本市動物愛護管理行政の更なる推進が期待されます。

### (イ) 町内自治会など

行政は、地域に密着した存在である町内自治会などに対して、必要に応じて 動物に関する地域課題解決のための情報提供を行えるように、関係部局とも連携し、地域単位での人と動物の共生の実現を目指します。

### (ウ) 警察など

動物の逸走や拾得に関する情報の共有を行うことで、飼い主への返還や動物による危害の防止に努めます。

また、市民や動物取扱業者による動物の遺棄や虐待の恐れがある場合などは、警察と連携し対応していきます。

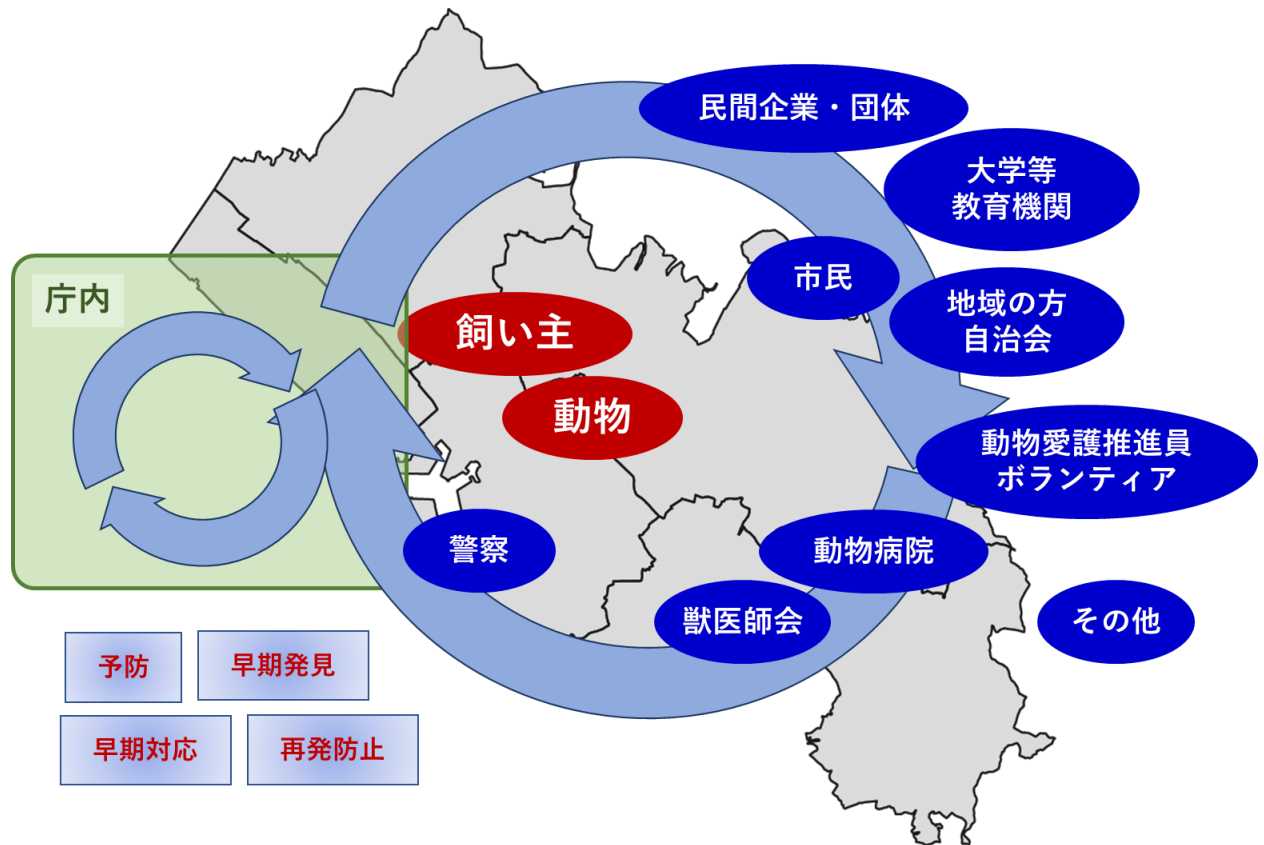
### (エ) 民間企業・団体や教育機関など

民間企業や団体の他、大学などとの連携についても、市民への適正飼養の啓発や収容動物の譲渡の推進など、動物愛護管理行政の効果的な取組みとして、様々な機会を通じて検討していきます。

### (オ) 国や地方公共団体

国や千葉県などが開催する会議や研修会などに積極的に参加して最新の知見の習得に努める他、近隣自治体と連携を図りながら災害時の対応や自治体を越えて生じる動物に起因する問題の解決に取り組みます。

図 19 各主体連携イメージ



【現状の取組み・事例】

- ・動物の、又は動物に由来する問題を解決するための庁内関係部局との連携
- ・適正飼養の助言などに関する動物愛護推進員との連携
- ・獣医師会との災害協定や収容動物の治療委託
- ・ボランティアや民間団体の活力を活かした譲渡の取組み など

【今後の取組み案】

- ・課題解決のための多様な主体と協働するプラットフォームづくり など



### 3 人と動物の生活安全拠点

#### (1) 動物に起因する危害の防止

##### ア 狂犬病対策の拠点

狂犬病は、全ての哺乳類に感受性を示し、発症するとほぼ100%死に至る感染症であり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では四類感染症に位置付けられています。

日本において犬の狂犬病は1956年を最後に発生していませんが、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域では、依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威に晒されていることから、万一の侵入に備え、飼い主一人一人が正しい知識を持ち、飼い犬にワクチンを接種させるなど適正に飼養することが重要です。

そのため、引き続き犬の飼い主や動物取扱業者に対し、狂犬病に関する正しい知識の普及啓発及び犬の登録などの法令順守の指導を徹底します。

狂犬病の発生への備えに関しては、異常犬などへの対応、疫学調査や検体の検査などの庁内の役割分担や連携体制、対応職員の安全確保の体制などを整備し、感染拡大の防止や二次的な被害の防止に努めます。

また、狂犬病発生時は、社会的な混乱を最小限に抑えるため、特に正確な情報を速やかに発信するよう努めます。

##### イ その他動物由来感染症の周知啓発

動物を介した感染症の発生・拡大を防止するため、市民への周知啓発に努めます。

また、感染症を所管する関係部署などとのワンヘルス<sup>※</sup>の考え方に基づく連携に努めます。

##### ウ 特定動物による危害の防止

特定動物による危害防止のため、飼い主などに対し、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置の確実な実施など法令順守の指導を行います。

#### 【現状の取組み・事例】

- ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の促進・定期集合注射の実施
- ・ 感染症部局との連携などによる動物由来感染症の周知啓発
- ・ 野犬の捕獲 ・ 特定動物の飼養保管許可 など

#### 【今後の取組み案】

- ・ 庁内連絡体制や対応職員の安全確保の体制整備 など

---

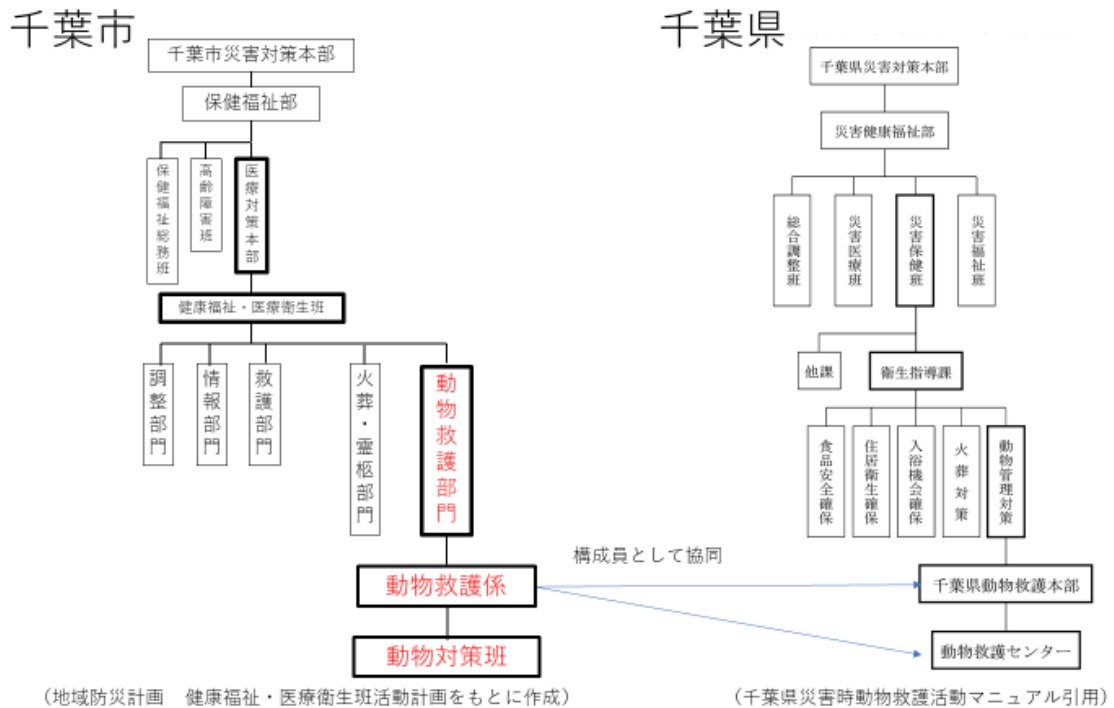
※ ワンヘルス:人と動物(家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わず全ての動物)の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものであるという考え方。

## (2) 災害対策の推進

動物愛護管理部局は、千葉市地域防災計画に基づく動物救護部門として災害時の逸走犬の収容や返還などを担う他、必要に応じて千葉県動物救護本部員として千葉県と協同して動物救護活動を実施します(図 20)。

(公社)千葉県獣医師会などの様々な主体との連携も含め、平時から災害に備え、災害の発生時に適切に対応できるよう対策を講じていきます。

図 20 千葉市動物救護部門体系図及び千葉県との関係性



### ア 平時の飼い主への啓発

災害対策は、平時からの備えが非常に重要であるため、飼い主自身が日ごろからのペット用品の備蓄、同行避難のためのしつけ、避難場所の確認などを行うことの重要性について啓発を実施します。

### イ 発災時の動物救護活動

発災時には、千葉市地域防災計画に基づき速やかに動物救護係を設置します。この動物救護係は、逸走犬や負傷動物の収容などを行うこととしており、収容頭数の増加に伴い収容及び管理に関する業務量が増大するほか、避難所での動物の適切な飼養管理の指導など非常に多くの対応が必要となります。

そこで、発災時に協力いただけるボランティアや民間企業・団体などとの連携について検討するとともに、獣医師会とは「災害時における動物救護活動に関する協定」のもと、平時からの啓発や発災時の連絡・連携体制の整備を進めていきます。

#### ウ 必要物資などの備蓄

発災時に収容管理する動物に必要な物資については、民間団体からの支援を受ける体制があるものの、物資を受け取るまでに日数を要するため、日頃からの備蓄が非常に重要であることを踏まえ、餌や必要物品の備蓄体制を整えます。

##### 【現状の取組み・事例】

- ・ 市政だよりや市民便利帳などでの飼い主への啓発
- ・ 獣医師会や防災部局などとの連携
- ・ 必要物資の備蓄 など

##### 【今後の取組み案】

- ・ 避難訓練の実施 など

## 第5章 社会環境の変化やあり方を踏まえた施設を目指して

平成5年以降、本市センターでは「動物による人への危害防止」、「動物の適正飼養の普及啓発」、「動物の生存機会の提供」という考え方のもと、狂犬病の予防や適正飼養の啓発、収容動物の返還・譲渡、負傷動物の対応などに取り組んできました。センターが開所された約30年前は、野犬などが多く存在していた状況から、人への危害防止を主眼とし、犬猫の収容、返還又は処分などを主な役割として担っていました。しかし、時代の流れと共に動物愛護の機運の醸成や野犬の減少などにより、適正飼養の普及・啓発や収容動物の適正な管理、譲渡の推進などが、動物行政に求められるようになりました。

このように動物を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、現センターの建物設備の老朽化や時代に即していない機能、狭あい化などにより、十分にその役割が果たせていない現状があります。

こうした現状を踏まえ、様々な主体からなる意見交換会及び有識者からなる懇談会による専門的な意見から導き出した第4章の本市動物愛護管理行政のあり方に沿って、心豊かに人と動物が安全に暮らせるまちを目指し動物愛護管理行政の実働の中心となるセンターの再整備を進めます。

### 【施設再整備の方向性】

- ・第4章で示したあり方に例示した取組みを実現するために必要となる機能を備えた施設とすること。
- ・親しみのある施設とすること。
- ・動物にやさしい施設とすること。
- ・様々な主体との連携しやすい施設とすること。
- ・周辺環境に配慮した施設とすること。

#### 1 対象動物

センターが取り扱う動物として、動物愛護管理条例及び動物愛護管理条例施行規則に定める「犬や猫、いえうさぎ、鶏及びあひる」を対象とします。

#### 2 利用者及び開庁時間

動物の飼い主、収容動物の譲渡希望者、ボランティア、民間団体、獣医師会、飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業利用者、動物取扱業者、特定動物飼養者、狂犬病予防定期集合注射利用者、動物にまつわる問題でお困りの方、子どもなどの各種教室への参加者など、幅広い利用者が想定されます。

また、利用者の来所機会の増加、動物の譲渡の促進や動物に関する情報発信の推進などのため、利用者のニーズを踏まえた土日などを含めた開庁日及び時間の見直しについても検討していきます。

## ○3つの拠点の整備にあたって必要な機能

### 1 動物福祉の向上及び動物愛護の発信拠点

#### (1) 情報発信

犬猫などを飼っている市民だけでなく、飼っていない市民もセンターに訪れやすくなるように、センターを親しみのある施設とします。

動物福祉への理解の浸透や動物愛護精神の醸成を図るため、市民が動物について学習できるような啓発のためのスペースに加えて、新たに動物を飼う方や既に動物を飼っている人たちなどに対し講習会や動物同伴のしつけ方教室が開催できるようなスペース、十分な広さの駐車場などの確保を検討していきます。

また、より広く情報発信を行うため、センターのインターネット環境などの充実を図り、センターに来ることが難しい人に対しても情報が届くよう検討していきます。

#### 【必要な機能・設備例】

- ・動物に関する学習や啓発のためのスペース
- ・しつけ方教室や各種講習会などを行うための多目的スペース
- ・親しみのある外観
- ・十分な駐車場 など

#### (2) 動物福祉に配慮した施設

##### ア 収容能力

収容能力は、動物の数だけでなく、種類や状態、動物を適切に管理する員数も考慮し、状況により変動させる必要があります。様々な状況により収容能力が変わり、今後の時流などによっても影響を受けることが想定されることから、柔軟に対応が出来る機能が求められます。

そのため、センター再整備にあたっては、収容頭数の基本の上限頭数を設定しつつ、多頭飼育崩壊や災害などによる一時的な収容の増加に対応できるよう、変化に対応しやすい施設とするほか、民間などとの連携による収容能力の補完が可能な方策についても検討していきます。

##### イ 感染対策

センター内での感染防止・拡大対策の観点からシェルターメディスンの考え方を基本とし、収容時の動物の隔離室や感染区域などを動線も考慮して設けるとともに、適切に洗浄及び消毒できる施設とし、収容動物の感染防止・拡大対策の徹底が図れる機能を備えることとします。

## ウ 収容動物の管理

センターでは、動物の特性を考慮し、基準省令などに準拠した広さや構造のケージなどで動物を管理します。また、収容施設には空調設備、温度計及び湿度計を備え付け、温湿度を適正に管理するとともに、脱臭設備の整備、自然採光や照明などによる日長変化に対応ができる環境の整備など、動物福祉に配慮した収容環境とするための機能を備えることとします。

また、必要な獣医療を提供するため、手術室や処置室、検査室などを設け不妊去勢手術や動物の健康管理に必要な機能を備えることとします。

## エ 譲渡促進

収容された動物について適切な譲渡適正の判断を行うための設備などに加えて、さらなる譲渡の促進を図るため、収容動物の馴化や環境エンリッチメント※にも考慮した収容環境の整備の検討を行います。

### 【必要な機能・設備例】

- ・ 感染防止のための検疫室、隔離室（非感染区域と区別可能な動線の確保）
- ・ 防音効果の高い機能・設備
- ・ 基準省令に準拠した収容スペース
- ・ 2区画に分けることが可能なケージなど
- ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を受け入れるための専用スペース
- ・ 収容動物と外部の動物（飼い主のいない猫や各種教室に参加する犬など）が交差しない動線づくり
- ・ トリミング室や馴化部屋（適正飼養の啓発も兼ねる部屋）
- ・ 必要な獣医療が提供できる手術室や処置室
- ・ 雨天時も利用できる収容動物の運動施設                      など

---

※ 環境エンリッチメント：動物福祉(P18 参照)の立場から動物の精神面に配慮し、飼養環境（施設、食物、遊具、社会など）を改善・向上するための工夫を加えること。

## 2 多様な主体との連携拠点

センターは、動物に関する様々な課題を解決する拠点となるため、ボランティアをはじめ獣医師会やその他民間団体などと連携・協働し、課題解決を図っていきます。そのため、多様な主体がそれぞれの課題の共有や交流を通じて繋がることのできる場を設けるために必要な機能を備えることとします。

また、収容動物の散歩やトリミングなど譲渡促進に向け協働を行うボランティアが活用できるスペースの確保などについて検討します。

### 【必要な機能・設備例】

- ・ボランティアや獣医師会などとの会議や勉強会、協働などのためのスペースなど

## 3 人と動物の生活安全拠点

### (1) 狂犬病対応

狂犬病の発生に備え、狂犬病疑いのある犬などの収容のための専用スペースや検査室への専用動線の確保など、発生時に人への感染を防ぎながら速やかにかつ安全に対応できる施設とします。

また、狂犬病予防接種の一層の推進を図るため、センターを定期集合注射会場とすることについても検討し、その必要な機能や来所者の駐車スペースの確保などを検討します。

### 【必要な機能・設備例】

- ・疑い犬収容のための専用の収容部屋
- ・鑑定のために必要な処置を行う職員の安全に配慮した機能と動線
- ・解剖室
- ・狂犬病予防定期集合注射会場としての活用 など

### (2) 災害対応

センターは、大規模な災害が発生した際には、動物救護活動を行う拠点の役割を担います。そのため、被災による収容動物の逸走を防止するための十分な耐震性能を有する堅牢な建物とする他、非常時の通信手段の確保や太陽光発電や蓄電池の導入など、停電などにも対応可能な機能・設備の整備について検討を進めます。また、大規模災害などに伴う一時的な動物の収容数の増加に備え、多目的スペースなどを収容場所として活用することのほか、収容動物のための必要物品の備蓄スペースとしての機能の確保についても検討を進めていきます。

### 【必要な機能・設備例】

- ・災害時に必要な物資を備蓄するスペース
- ・災害時に動物救護活動を行うための非常用設備
- ・災害時に収容室に転用できる機能を備えたスペース など

(お問い合わせ先)

千葉県保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電話:(043)245-5215

FAX:(043)245-5556

E-mail:seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp